|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **１．第４回今帰仁村子ども・子育て会議でのご意見を受けての修正・変更等(案)**  **（仮称）今帰仁村子ども・子育て支援事業計画～素案～への指摘事項と修正・変更等(案)について** | | | |
| **№** | **素案** | **指摘事項** | **修正・変更等(案)** |
| (１)「計画の目標像」について | | | |
| ① | P31 | 「女性の労働力率」という意味が分かりにくい。 | ・労働力率について注釈を追加。  ・用語説明の案  労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。（完全失業者については、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワークに申し込むなどして積極的に仕事を探していた人。） |
| ② | P31 | 「子どもを産み育てやすい地域を創造するため」とあるが、創造とは“これまでになかった新しいものを作り出していく”という意味ではないか。それでは、これまでは“子どもを産み育てやすい地域”ではなかったのかという疑問が湧いてくる。 | ・修正案「子どもを産み育てやすい地域づくりのため」。 |
| (２)「一時預かり事業」、「延長保育事業」等について | | | |
| ① | P39 | 「平成25年度に保育所での一時預かり、平成26年度に幼稚園での一時預かりを実施予定でしたが」とあるがそんな予定があったのか。 | ・保育所での一時預かりについては、現計画策定当初、平成25年度より実施を目標としていた。それに基づき、専任保育士の募集を行ったが人員を確保することが出来なかった。  ・幼稚園での一時預かりの実施については、現計画に位置づけていない。「平成26年度に幼稚園での一時預かりを実施予定でしたが、専任保育士～を確保できなかったことから本事業は未実施となっています。」は間違いのため「平成26年度に幼稚園での一時預かりを」削除。 |
| ② | P61 | ・保育の充実の大前提は、保育士の確保・育成ではないか。保育士等の待遇改善を図らなければ、いつまでたっても保育の充実は実現しないのではないか。  ・延長保育事業を実施した場合、おそらく保育士の勤務時間が２～３時間になる。そのような短時間勤務では働き盛りの若い保育士の確保は難しいと思われる。保育士を退職した方や有資格者でなくとも子育て上手な経験者等を採用し、保育士とともに保育を行う方法もあるのではないか。 | ・村独自の取り組みを位置づけた「第６節 子育て支援推進プロジェクト」の中に「保育士等の育成・確保の強化」を位置づけてはどうか。  ・施策案『保育士等の育成・確保の強化』**【新規】**  ▽施策の文案  幼児期の学校教育・保育の提供の基盤となる人材を育成・確保するため、県が実施する保育士等の育成・確保に関する各種取り組みとの連携を図ります。更に、県が実施する各種取り組みの中でも村民が利用可能な保育士・保育所総合支援センターや保育士修学貸付事業等については、周知を図り利用を促進します。また、延長保育事業や一時預かり事業の実施に向けて、専任保育士の確保のみならず地域人材の活用も視野に入れた人材の育成・確保に取り組みます。  ・基本目標６にも保育士等の育成・確保に関する内容を追加。  ▽基本目標の文案  「幼児期の学校教育・保育の提供の基盤となる人材を育成・確保するため、県の取り組み等との連携を図りながら保育士等の育成・確保に取り組みます。～」 |
| (３)「子育て短期支援事業」について | | | |
| ① | P42  P76 | 「トワイライトステイ」の見込量が800件近くと多く、単位が人日(延べ人数)とあまり実感の湧かない数値となっている。延べ人数の書き方等を工夫できないか。 | ・トワイライトステイの見込量の実人数を算出。  　下記参照。 |
| (４)「ブックスタート事業の推進」について | | | |
| ① | P44 | 「ブックスタート事業等の推進」に、「引き続き、～読み聞かせまつり等を実施します」とある。私は読み聞かせ祭りに関わっているが、来年度以降は実施する意向がない。教育委員会にもその旨をお伝えしているが、このような位置づけがあるのはなぜか。 | ・“読み聞かせ祭り”について、これまでの支援団体へ今後の活動意向を再確認した結果、活動の継続は現段階で難しとのご回答を頂いたので、施策から“読み聞かせ祭り”に関する文章は削除。 |
| (５)「学校教育と連携した思春期保健対策」について | | | |
| ① | P49 | 「心の相談員による各校での巡回相談等を実施している」の心の相談員とは、どのような役割なのか。 | ・「心の相談員」を「教育相談員」へ修正。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ・一時預かり（在園児対象型を除く）、  ・（病児・緊急対応強化事業を除く）、  　就学前児のファミリー・サポート・センター事業  ・子育て短期支援事業（ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ） | | 単位 | 現状  (Ｈ24年度) | Ｈ27年度 | Ｈ28年度 | Ｈ29年度 | Ｈ30年度 | Ｈ31年度 |
| 量の見込み | | 人日  [人] | － | 851  [42] | 834  [41] | 840  [42] | 840  [42] | 832  [41] |
| 確保方策 | | | | | | | | |
|  | 一時預かり（在園児対象型を除く） | 人日  [人] | 未実施 | 851  [42] | 834  [41] | 840  [42] | 840  [42] | 832  [41] |
| (病児・緊急対応強化事業を除く)  就学前児のファミリー・サポート・センター事業 | 人日  [人] | 412 |
| 子育て短期支援事業（ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ） | 人日  [人] |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **２．庁内関係各課、事務局で修正・変更した内容(案)** | | | |
| **№** | **素案** | **指摘事項** | **修正・変更等(案)** |
| (１)「妊婦一般健康診査」等について | | | |
| ① | P46 | 地域子ども・子育て支援事業(13事業)のうち「妊婦健診」に関する内容のみ、施策への位置づけがない。妊婦一般健康診査や訪問相談支援を行っているので施策に追加した方が良い。 | ・妊婦一般健康診査、訪問相談支援に関する施策を追加。  ・施策案『妊婦一般健康診査等の推進』**【新規】**  ▽施策の文案  妊婦が自身の健康状態や胎児の発育状態を把握し、健康管理に努めながら出産を迎えることのできるよう、妊婦一般健康診査の費用を一部公費負担する事業（計14回迄）です。更に、身体的変化が著しい妊娠期に安心して出産を迎える準備ができるよう、妊娠中期以降に保健師等が健康管理や出産準備等のアドバイスを行う訪問支援を行っています。  妊婦一般健康診査に加え、保健師等の専門職員による訪問相談支援により妊娠期の健康管理や精神的な負担軽減等に寄与していると思われます。  今後も、妊婦一般健康診査の一部公費負担及び保健師等による訪問相談支援を継続的に取り組むとともに、早期の妊娠届けの励行を促進し、妊婦一般健康診査の受診勧奨に取り組みます。 |
| (２)「子どもがつくる弁当の日」について | | | |
| ① | P49 | 食育の一貫として「子どもがつくる弁当の日」に取り組んでいる。施策へも位置づけた方が良いのではないか。 | ・「子どもがつくる弁当の日」に関する施策を追加。  ・施策案『子どもがつくる弁当の日の推進』**【新規】**  　▽施策の文案  幼少期から地元の食材に慣れ親しみ、地産地消の体験を通して食材や生産者、調理者への感謝の念を育むことができるよう、小学校５年生～中学校３年生を対象に子ども自身が各家庭で弁当づくり等を体験する「弁当の日」を年に数日程度、設けています。  「弁当の日」を通した食育により、給食の食べ残しに対する子ども達の意識等に変化が表れるなど食事に対する意識の高揚が見られます。  　　今後も、児童の食事や健康管理の意識を育むため「弁当の日」を通した食育の推進に取り組みます。 |
| (３)「思春期における保健・福祉体験学習事業」について | | | |
| ① | P49 | 保育所での中・高校生の職場体験実習以外にも、学校等で“命の授業”等を行っている。その内容についても、施策へ加筆した方が良い。 | ・「思春期における保健・福祉体験学習事業」の施策に、思春期の保健等に関る授業の実施に関する内容を加筆。  ・▽施策へ加筆する文案  「～更に、学校において「命の授業」や「生」教育等の講演会を実施し、若い世代の啓蒙を行います。」 |
| (４)「学習指導の充実」について | | | |
| ① | P50 | 学習支援員による学習支援、学習支援ボランティア（学生）による補習教室の他に、学習支援教諭による個別指導にも取り組んでいる。その内容についても施策へ加筆した方が良い。 | ・「きめ細かな学習指導の充実」に学習支援教諭による個別指導に関する内容を加筆。  ・▽施策へ加筆する文案  「～また、各学校に学習支援教諭を配置し、個別指導にも取り組んでいます。」 |
| (５)「小中学校でのクラブ活動指導」について | | | |
| ① | P52 | 小中学校では放課後のクラブ活動等の指導に外部人材（地域でスポーツ指導が行える人）を活用している。その内容についても、施策へ加筆した方が良い。 | ・「学校におけるスポーツ環境の充実」の施策に、小中学校のクラブ活動への地域人材の活用に関する内容を加筆。  ・▽施策へ加筆する文案  「～また、小学校への放課後による運動や文化の活動及び中学校の部活動において外部人材の活用を行っています。」 |
| (６)「出会いあっせん特別対策事業」について | | | |
| ① | P61 | 「出会いあっせん特別対策事業」は、事業名が変更しているので、施策名を変更した方が良い。 | ・「出会いあっせん特別対策事業」を「今帰仁村地域活性化事業」へ変更。 |